

阪南市農業委員候補者評価委員会の農業委員候補者選定基準

阪南市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次のとおり、阪南市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

第1 候補者の分類

候補者の選定に当たっては、次のとおり、グループ分けを行う。

グループ名	分類
A	認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者
B	実行組合、水利組合等の農業関係団体から推薦を受けた者
C	農業委員会の所掌事項に関し利害関係を有しない者
D	上記以外の者

第2 候補者の選定

(1) A及びBグループ

A及びBグループの者については、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者とみなし、当該者の主たる耕作地の所在地又は推薦団体等の所在地等を勘案し、別表の割振地区別の候補者として選定することとする。ただし、割振地区の配分人数を超える場合にあっては、Aグループの者を優先して選定することとし、Bグループの者を他の地区の候補者として選定する。

(2) Cグループ

Cグループについては、委員の任命に当たって、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係者を有しない者が含まれるようにしなければならないとされている（農業委員会等に関する法律第8条第6項）ことから、農業委員としての適格性について別紙1により評価を行った上で、1名

以上を候補者として選定する。

(3) Dグループ

Dグループについては、農業委員数14名から、A、B及びCグループの合計人数を差し引いた人数を上限とし、農業委員としての適格性について別紙2により評価を行った上で、各割振地区の候補者として選定する。

第3 評価の方法

評価は、評価委員会の各委員が、候補者の推薦書又は応募書に記入された内容について、別表の評価表に基づき評価を行い、評価点数は、全ての委員の評価によるものを合計したものとする。但し、合計点が満点の6割以上の者のみを、候補者として選定する。

第4 市長への報告

上記方法により、選定された合計14人の者について、農業委員として適格性を有する者であることを評価委員会の意見とし、市長に報告する。

附 則：この基準は決裁の日より施行する。

農地面積に基づく農業委員地区別配分人数表

地区名	割振地区名	配分人数
淡輪	第1地区	2名
箱の浦		
南山中		
田山		
箱作東		
箱作西		
貝掛	第2地区	1名
鳥取東	第3地区	2名
鳥取西		
鳥取南		
鳥取北		
新町	第4地区	1名
尾崎町		
桑畑	第5地区	2名
石田		
自然田1	第6地区	3名
自然田2		
自然田3		
自然田4		
山中溪	第7地区	1名
和泉鳥取		
鳥取中	第8地区	2名
黒田		
下出		
合計		14名

評価表(Cグループ 名)

農業委員候補者 氏名

評価委員 氏名



①市内在住(10点)

住所地	市内在住	市外
	10	0

②農業施策に関すること(20点)

農業に関する識見があるか	ある程度知識がある	少し知識がある	知識がない
	20	10	0

※これまでの職歴や自治会等の活動経験から、農業に関する識見を判断

③応募・推薦理由の適当さ(50点)

応募・推薦理由及び抱負が合致しているか	応募・推薦理由、抱負により	
	50~0	

(申込書に記入された内容に基づき、下記視点を参考に評価委員が評点できる)

④性別の構成バランス(法8条第7項関係)

候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか	属している
	10点

⑤世代の構成バランス(法8条第7項関係)

候補者世代構成バランス	50歳未満	10点
	50歳以上65歳未満	7点
	65歳以上	3点

評価点数(合計)100点満点	
----------------	--

【応募・推薦理由及び抱負による視点】

- ・担い手への集積・集約化
- ・耕作放棄地(遊休農地)の発生防止・解消
- ・新規参入の促進に積極的に取り組む
- ・推進委員との連携
- ・法令順守
- ・農地転用の適正化
- ・地域での信頼
- ・農業に造詣が深い

評価表(Dグループ 名)

農業委員候補者 氏名

評価委員 氏名

⑨

①市内在住(10点)

住所地	市内在住かつ市内農地所有者	市外在住かつ市内農地所有者
	10	5

②農業に関する識見(20点)

就農・就学・(農業関係)年月	10年以上	10年未満～1年以上	1年未満
	20	10	0

※就農:(農業経営の開始または農業への就業をいう。)

※就学:(大学農学分野卒、都道府県が認定する農業に関する研修施設等を修了 等)

③農業委員会の委員歴(10点)

委員歴	6年以上	1年以上6年未満	委員歴なし
	10	5	0

※農業委員または農地利用最適化推進委員の経歴

④農業関係団体の役員歴(10点)

役員歴	6年以上	1年以上6年未満	役員歴なし
	10	5	0

※農業関係団体:(実行組合、水利組合、土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、出荷組合 等)

⑤農業者からの推薦(10点)

推薦の有・無	推薦あり	なし
	10	0

⑥応募・推薦理由の適当さ(20点)

(申込書に記載された内容に基づき、評価委員の視点で評点できる)

応募・推薦理由及び抱負が合致しているか	応募・推薦理由、抱負により	
	20～0	

⑦性別の構成バランス(法8条第7項関係)

候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか	属している
	10点

⑧世代の構成バランス(法8条第7項関係)

候補者世代構成 バランス	50歳未満	10点
	50歳以上65歳未満	7点
	65歳以上	3点

評価点数(合計)100点満点